

京都市告示第563号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年 1 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山ノ内81号線	右京区西院小米町34番地の12地先から 同区西院日照町56番地地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)